

南種子町公告第 67 号

令和8年3月 19 日付け南種子町公告第 24 号により公告した地域農業経営基盤強化促進計画(以下「地域計画」という。)を変更するので、農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 19 条第7項の規定により公告し、当該地域計画の変更案を次により縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該地域計画の案に対して意見のあるときは、縦覧期間満了の日までに南種子町に意見書を提出することができる。

令和8年6月 24 日

南種子町長 小園 裕康



記

1 縦覧期間

自 令和8年6月 24 日(木曜日)

至 令和8年7月7日(火曜日)

2 縦覧場所

南種子町役場総合農政課及び南種子町ホームページ

3 意見書の提出について

(1) 意見書の提出または異議申出に当たっての留意事項

期限を過ぎての意見書の提出または異議の申出はできません。

意見の提出または異議の申出は書面によることとし、電話では受け付けられません。

(2) 提出された意見書の取扱い

意見書に対する個別の回答は行いません。地域計画を公告する際に、意見の要旨及び処理結果を併せて公告します。

(3) 意見書の提出期限

令和8年7月7日

(4) 提出方法

直接持参または郵送により書面で提出してください。

(5) 提出先

南種子町役場総合農政課 南種子町中之上 2793 番地 1

4 地域計画の変更案を作成した地域

下中・西之・西海・島間